

要 望 書

高齢者医療制度は、六十五歳以上一本の公費を中心とする制度とされるよう、また、新制度施行までの間、現行制度の過重な負担に苦しむ健保組合に対し財政支援措置をとられるよう要望いたします。

平成二十一年十月十九日

健康保険組合連合会

会長 平井 克彦

高齢者医療制度の改定について、私も健保組合・健保連は、前期・後期を区切らず、65歳以上を対象にした新たな高齢者医療制度に再構築すべきと考えます。65歳で区切ることは、年金の受給開始年齢、介護保険との整合性からも、合理的であると考えます。また、社会を支えてきた高齢者の方々の医療にかかる費用については、国による十分な公費を中心に、現役世代からの支援と、高齢者自身の負担により賄われるべきものと考えます。

現在、私も健保組合は未曾有の財政危機に陥っています。平成二十年度決算では3000億円を超える赤字に陥り、平成二十一年度予算においては6100億円を超える巨額な赤字を計上、健保組合の9割が赤字という状況です。この財政逼迫の最大要因は、現行の高齢者医療制度における支援金・納付金の過重な負担にあります。保険料収入のじつに5割近くが支援金・納付金の支払いに充てられています。

健保組合には、医療費の支払いという疾病保険的な役割のほかに、保健事業等の被保険者と家族の健康を守るという重要な使命があります。しかしながら、過重な支援金・納付金の負担により、その保健事業をはじめとする保険機能が十分に果たせない状況にあります。

健保組合は高齢者医療への負担をしないと宣言している訳ではありません。ただ、負担には自ずと限界があり、公平で合理的かつ納得性ある、まさに「支援」となるよう求めているのです。

また、現行制度の負担に加えて、今年度は、厳しい経済・雇用情勢による保険料収入への影響、新型インフルエンザ等による医療費の増も懸念されます。瀬戸際にある健保組合に対し、新たな高齢者医療制度が施行されるまでの間の必要な財政支援措置をとられるようお願いいたします。

我が国の皆保険制度を支える中核的存在である健保組合は今、まさに存亡の危機にあります。医療保険制度、ひいては皆保険制度を守るためにも、高齢者医療制度の改革は喫緊の課題であります。

政府・与党におかれては、後期高齢者医療制度の廃止を明示され、廃止後についての検討を進められるものと存じます。その際には、是非、私どもの意見・考え方を表明できる場の設定等を通じてご理解を賜り、今後の政策に反映していただきたくお願い申し上げます。